

第5回 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会

議事概要

日時：2007年2月15日（火）10:00～11:55

場所：中央合同庁舎第2号館 1002会議室

出席者：打越綾子、大槻茂、金谷裕弘、幸田雅治、鶴巻嗣男、中邨章、野口和彦、
濱田省司、東田雅俊各委員、吉野淳一埼玉県危機管理課長、社頭文吾佐賀
県危機管理・広報課長

議事概要：

- 埼玉県の危機管理体制（危機管理組織・研修制度等）について
（吉野埼玉県危機管理課長から、資料1に沿って説明。）

【委員意見】

- ① 危機管理に限らず、縦割り組織の中で、それぞれの部局が直接関係しないと認識している問題に関心を向けさせる契機として、全庁的に研修するというのは効果的。
- ② 危機管理で一番難しいのは判断のところであるが、各部局だけでは物事を収める方向で発想しがち。このあたりの予測をどう行うか、早目に手を打てるような対策が必要。
- ③ 危機管理防災部長が全てを指揮するというのは非常によいと思うが、他の部長を指揮することの難しさがある。また、危機管理を専門としない首長からその専門担当が指示を受ける構造であるという難しさもある。
- ④ 全庁的に情報共有するために、知事と各部長を集めるというのは小回りがきかないところ、その前段階として全庁的に部長級で情報共有するための会議を開催すべき。
- ⑤ 情報は所管業務毎に各部局に縦系列で入ってくるが、実際に危機管理体制を動かすには防災同様の緊急対応の仕組み必要。危機対策会議の開催等、危機発生時の流れについては一定の統一が必要。
- ⑥ 自然災害などは経験もあり、需要の内容が大体分かるが、衛生系のものは、手伝うと言ってもどこの部分をというの分からない。一方衛生部門は、病院とかの対応はプロだけれども、全体を束ねる、コーディネートする者はなかなかいないのが辛いという。
- ⑦ 危機対応の実態として、国民保護やテロは危機管理課、自然災害は消防防災課が行い、その他の事案については担当部局が行っているところがある。
- ⑧ 危機事案の対象が広がっているところ、各分野の専門はいるが、幅広い危機にあって全体を管理できる人材の育成が今後の課題。

- 佐賀県の危機管理体制（危機管理広報等）について
（社頭佐賀県危機管理・広報課長から、資料2に沿って説明。）

【委員意見】

- ① 事案の把握については客観的な事実と市民の主観的な反応の観点があり、市民の主観への影響も意識して市民目線の情報提供を行うことが重要。
- ② 危機発生時に、対応方針等の意思決定をする一方、報道対応もするととなると、実務が混乱するおそれがある。
- ③ 危機管理・広報課における総合調整の一番大きなポイントは初動体制の確保で、各種事案における対応のあり方についてその都度担当課に指導助言をしていく。

- ④ 鳥インフルエンザで危機に陥った時には、農林部局における対応だけではなく、生活衛生など保健所を中心とした対応や流通の対応など、関係するところがたくさんある。特定部局だけの対応では抜け落ちる部分をどうするかというのが非常に難しいが、重要。
- ⑤ 鳥インフルエンザの事案では、防災部局、農林部局及び衛生部局が三すくみになってしまった反省から、防疫は農林等の担当部署が行い、全体会議の開催、プレス発表及びその資料を作成は防災部局が行うという仕切りにした。ただ、防災部局は個別事案に係る専門知識がないのが悩みの種ではある。
- ⑥ 危機管理を一人で全てできる人はなかなかいない。それでも誰かがやらなければいけないとなると、危機管理の機能をどう切り分けるかが重要。
- ⑦ 危機管理は全体を見て対応する必要があるので、危機管理監がマネジメントをしっかりと行うには、その活動を支える危機管理担当部局が防災、国民保護、広報等の各専門分野から独立していることが重要。

- 平成 18 年度報告書（中間報告書）の作成（報告書の構成等）について
（事務局から、資料 3 に沿って説明。）